

政務活動費って何??

「政務活動費」とは、議員が政策立案、政策提言などを行うための調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

本市では、湯沢市議会における会派および会派に属さない議員（会派無所属議員）に対して、議員1人当たり月額10,000円を交付の上限として交付されます。

◎ 政務活動費の対象経費のイメージ

会派・議員としての活動			私人としての活動・選挙活動 等
調査研究活動以外の活動	調査研究活動	議会活動	
○補助金等の要望活動など	○会議・広報広聴等 ○議会活動での調査・資料作成	○本会議・委員会等への出席 ○議員派遣	
政務活動費 （対象の範囲は条例で定める）		費用弁償	私費

政務活動費の交付を受けた会派、会派無所属議員は、当該年度終了後、収入および支出の報告書（収支報告書）を作成し、領収書などの証拠書類を添えて議長に提出しています。

湯沢市議会では、より一層、政務活動費の運用の透明性を高めて、市民に対する説明責任を果たすため、「**完全後払い**」として、収支報告書や領収書などをホームページで公開しています。



次のページでは、その執行状況について報告します。

※ 会派とは、議会内に結成された、同じ考えを持った議員の集まり。2人以上で構成される団体のことを指しています。



令和7年度 湯沢市議会政務活動費執行状況一覧



市ホームページで公開しています

◆ 関係私企業との請負契約などの状況 ◆

湯沢市議会議員政治倫理条例等に基づく議員関係私企業との請負契約等及び請負単価契約の状況について、市長から報告がありましたので次のとおり公表します。

◆ 関係私企業との請負契約など

- 1 請負契約等の状況（1件あたりの額が30万円を超えるもの）
令和8年2月1日から令和8年4月30日までに締結したもの 2件
- 2 請負等単価契約の状況（契約期間終了後における支払総額が30万円を超えるもの）
令和8年2月1日から令和8年4月30日までに締結したもの 該当なし